

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
会 員 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第17条に規定する会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、東金市に居住する者並びに本会の趣旨に賛同したものをいう。

(会員の区分)

第3条 本会の会員は、社会福祉に関心を有し本会の趣旨に賛同した者とし、次のように区分する。

(1) 一般会員（各世帯）

(2) 賛助会員（役員・学識経験者及びその他）

(会員証)

第4条 会長は、会員に会員証を交付しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の区分による。

(1) 一般会員 1口 500円

(2) 賛助会員 1口 1,000円

(会費の納入)

第6条 会費は一時納入とし、毎年9月末日までに納入する。

(会費の減免)

第7条 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年2月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行する。